特記仕様書

第１条　【適用範囲】

この特記仕様書は、青戸団地　外構工事（以下「本工事」という。）に適用する。

第２条　【準拠法令等】

本工事は、契約書及び図面によるほか、この特記仕様書並びに下記仕様書等により施工しなければならない。

(1)　土木工事共通仕様書　　（鹿児島県土木部）
(2)　土木請負工事必携　　（鹿児島県土木部）
(3)　土木工事施工管理基準　　（鹿児島県土木部）
(4)　その他最新の関係要綱、指針、示方書等及び関係法令規則等

なお、これらに記載されていない事項で疑義が生じた場合は、監督職員と協議し、かつその指示に従うこと。

第３条　【契約変更】

本工事の契約数量は、別紙「本工事費内訳書」のとおりとする。なお、この数量に変更を生じた場合は、監督職員と協議の上、契約変更の対象とする。

第４条　【前払金】

前払金は、請負金額の10分の４以内で支払うことができる。（中間前払金いについては南九州市会計規則のとおりとする。）

なお、当初設計においては、前記の前払金を受けるものとして一般管理費の率を計上してあるので、前払いによる補正の率は変更しない。

第５条　【工期について】

本工事の工期は、令和９年３月12日限りとする。

また、関係機関への法的手続き等により不測の日数を要する場合は、工期の延期について発注者と協議を行うこと。

第６条　【配置技術者等の途中交代】

１　配置技術者の途中交代が認められる場合としては、主任技術者または監理技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等、真にやむを得ない場合のほか、下記に該当する場合である。

受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合

２　上記の場合であっても、受注者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。

第７条　【監理技術者等の専任を要しない期間】

１　請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間）については、打合せ記録簿により明確となっていることを条件に、主任技術者または監理技術者の工事現場への専任を要しない。

２　工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者または監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（「工事目的物引受書」等における日付）とする。

第８条　【現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合】

１　現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合

現場代理人は現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合に、工事請負契約書第10条第３項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うこととする。ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や現場保全の義務（現場の巡回等）があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。

⑴　契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間

⑵　工事請負契約書第20条により工事が一時中止されている期間

⑶　橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

また、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人が、これらの製作を一括して運営、取締りを行うことができるものとする。

⑷　前３号に掲げる期間のほか、受注者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間

２　発注者への報告

上記１の要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場における常駐は不要とし、他の工事と兼務することを可能とするが、「工事打合簿」等により、工事現場において作業等が行われていない期間を明確にしておくこと。

第９条　【現場代理人の兼任】

１　現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であるが、次の（１）から（５）までのすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。ただし、本市における災害復旧工事については兼任できる工事の件数を制限しないこととし、（６）に

規定している担当する工事現場の稼働日は可能な限り重複しないこととする。

また、主たる工種が区画線工事の場合、次の（１）、（２）及び（６）の全てを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認めるものとする。

なお、専任の主任（監理）技術者と現場代理人を兼務する場合において、専任の技術者配置の特例により他の現場と兼任が認められた工事については（２）、（４）、（５）の要件を満たすものとし、兼任できる工事は２件までとする。

⑴ 兼任できる工事は３件までとし、それぞれの工事の請負金額が 4、500 万円未満であること

※設計変更により、兼任するそれぞれの工事の請負金額が 4、500 万円以上となった場合においては､受注者の都合により現場代理人を変更できるものとする。（現場代理人の負担軽減措置）その場合は、「現場代理人等通知書」により現場代理人の変更手続きを行うこと

⑵ 受注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡を取れること

⑶ 兼任する工事は、概ね１時間以内で移動できる範囲

⑷ 発注者又は監督員が求めた場合には､工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと

⑸ 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、１日１回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること

⑹ 兼任する現場代理人は、必ず担当する工事現場のいずれかに常駐するとともに、それぞれの現場稼働日は重複しないこと

２ 手続き

現場代理人の兼任を行う場合には、「兼任（変更）申請書」（別紙１）を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、「現場代理人等通知書」により、発注者に通知すること。

なお、それぞれの工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。

３ 受注者に対する措置請求

安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

第10条 【国土調査の基準点等測量標識等の保全】

施工区域内に国土調査の基準点等測量標識等がある場合は、その取り扱いについて監督職員に指示を仰ぐとともに、施工前に設置者と協議すること。

第11条 【再生資材の利用】

受注者は、下記の資材の使用に際し、再生資材を利用すること。

資材名	工　種	備　考

再生密粒度アスファルト	アスファルト舗装	
再生砕石（RC-40）	下層路盤、基礎砕石	

なお、使用に際し、「プラント再生舗装技術指針」等を遵守すること。

第12条　【指定副産物及び有価物の搬出】

公共工事の施工により発生する指定副産物及び有価物は、再資源化施設に搬出すること。なお、積算に際しては、下記の条件により算出している。

⑴　再資源化等をする施設の名称及び所在地

副産物（As殻）

搬入先　：指宿市岩本地内

運搬距離：19.5km以内

副産物（土砂）

搬入先　：南九州市川辺町高田地内

運搬距離：9.7km以内

※上記については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

第13条　【産業廃棄物管理表（マニフェスト）の提出】

本工事の施工により発生する産業廃棄物については、処分状況等の記録（Ｅ票の写し及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）総括表（様式１））を工事完成図書に添付すること。なお、工事完了時点で最終処分が完了せず、Ｅ票が処分業者より返送されていない場合は、Ａ票、Ｂ２票及びＤ票のうち直近に返送されたものの写しを添付すること。

ただし、この場合においても、最終処分が完了し、Ｅ票が処分業者より返送され次第、直ちに同票の写しを提出すること。

第14条　【ダンプトラック等による過積載等の防止について】

1　工事用資機材等の積載超過のないようにすること。

2　過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。

3　資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。

4　さし枠の装着または物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることがないようにすること。

5　「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

6　下請契約の相手方または資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関す

る配慮に欠けるものまたは業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

7　１から６のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

第15条　【管内（県内）建設業者の優先活用について】

1　受注者は、工事の一部を下請けに付する場合は、南薩地域振興局管内に主たる営業所を有する者を使用するよう努めることとする。

2　受注者は、前項で定めた建設業者を活用しない場合は、施工計画書等の提出と併せて「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」を監督職員に提出すること。

3　受注者は、工事完成時及び監督職員から指示された場合、「下請業者使用実績報告書」を監督職員に提出すること。

第16条　【県産資材の優先使用について】

1　工事に使用する資材については、県内で産出、生産または製造されたもの（以下「県産資材」という。）の優先使用に努めることとし、さらに、県産資材以外の資材等についても、県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。

2　受注者は、「材料使用承認願」において、全ての資材について県産資材使用の有無を記載するとともに、以下に記載する「指定主要資材」の中で県産資材を使用しない場合は、「県産資材等不使用状況報告書」を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

指定主要資材（７品目）

①　生コン（レディミクストコンクリート）
②　コンクリート二次製品
③　石材類
④　アスファルト合材
⑤　木材
⑥　樹木
⑦　芝

3　前項で定めた不使用状況報告書において、第１項で定めた資材業者等から調達しない場合は、その理由を記載すること。

4　受注者は、工事完成時及び監督職員から指示された場合、「建設資材使用実績報告書」を監督職員に提出すること。

第17条　【施工体制台帳の作成等について】

本工事の受注者は、建設工事の一部を下請けに付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事の着手前までに）提出すること。また、施工体制台帳の記載事項または添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について、作成し提出すること。

第18条　【施工体系図の作成等について】

本工事の受注者は、工事を施工するために、建設工事の一部または以下の⑴から⑷の業務を下請けに付する場合は、施工体系図を作成し、工事の期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事または業務の着手前までに）提出すること。また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について、作成し提出すること。

⑴　伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務

⑵　土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務

⑶　工事現場の警備（交通誘導を含む）を行う業務

⑷　その他監督職員が記載を指示した業務等

第19条　【他機関との協議について】

工事の施工にあたっては、南九州市及び施工箇所近傍の自治公民館と十分協議を行いトラブルの無いようにすること。また、市道部の施工にあたっては南九州警察署と協議を行い、現場の安全管理について確認すること。

第20条　【ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について】

ヤンバルトサカヤスデのまん延を防止するため、当該現場での土壌や植物等の搬出入に当たっては、別添「ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について」を参考に、十分注意を払うとともに、ヤンバルトサカヤスデの棲息が確認された場合は、まん延防止対策を講ずる必要があるため、棲息状況等の調査を行い、監督職員に報告すること。

第21条　【暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置】

南九州市が発注する建設工事等（以下「市工事等」という。）において、暴力団関係者による不当要求または工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅延なく市（発注者）及び警察に通報すること。

市工事等において、暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、市（発注者）と協議を行うこと。

第20条　【週休二日試行工事について】

本工事は、「週休２日（月単位)」試行工事の対象である。

試行に当たっては、「週休２日」試行工事実施要領に基づき行うものとする。

第21条　【電子納品】

1　本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、南九州市HP記載の「南九州市電子納品の手引き（案）（令和７年４月）:（以下、「手引き」という。)」に定める

基準に基づいて作成した電子データを指す。

2　手引きに基づいて作成した電子成果品は、電子媒体（原則CD-R）で成果品を提出する場合、正本１部、副本１部の計２部提出する。

電子納品レベル、納品方法及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定する。電子化しない成果品については従来どおりの取扱とする。

第22条　【その他の事項】

1　用地外の土地又は、施設の利用は受注者の責において行うものとする。

2　主要資材は使用承認願いを提出し、承認を受け二次製品の購入・工事着手できるものとする。

3　請負者は、工事成績評定の対象となる工事施工において、自ら立案し実施した創意工夫や技術に関する項目、又は、地域社会への貢献として評価出来る項目に関する事項について、工事完了時までに、所定の実施状況報告書により提出する事が出来る。

4　本工事は「宅地造成又は特定盛土に関する対象工事」である。受注者は、「盛土規制法に基づく許可申請等の手引き　令和7年4月　鹿児島県土木部」に準拠して工事を実施することとする。

第23条　【新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底】

感染拡大防止の徹底については、鹿児島県のHPに掲載されている「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応について」（R2.4通知）を参考とすることとし、受注者が、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、受発注者間で設計変更の協議を行うこととする。

【別添】

ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について

１．土･樹木等の措置

（１）発生地区からの搬出を極力抑えることを原則とする。

（２）廃棄樹木等については、一般廃棄物、産業廃棄物の取扱いが可能な焼却施設で焼却処理する。

一般廃棄物：民間の焼却施設

産業廃棄物：民間の焼却施設（産業廃棄物税が発生します。）

２．工事区域周辺部の措置

周辺部への拡散を防止するため、周辺部に薬剤散布等の措置を行う。

３．やむを得ず、土・樹木等を発生地区から搬出する場合の措置

（１）薬剤処理・薫蒸処理後、搬出する。

（２）薬剤処理の困難な農作業等の搬出の場合は、付着土壌の除去、目視除去後、搬出する。

４．発生地区に搬入した建設資材や農・林業工作機械の措置

付着土壌の除去並びに薬剤処理後、搬出する。

５．未発生地区での措置

発生地区からの土・樹木の搬入や農・林業機械の搬入や農・林業工作機械の移動等があった場合は、上記１～３の措置が講じられているかを確認する。

※奄美群島以外でヤンバルトサカヤスデの発生が確認されている地区

Ｈ１１：南九州市（旧頴娃町・旧知覧町）
Ｈ１４：指宿市（旧山川町）、屋久島町（旧屋久町）
Ｈ１５：鹿児島市（旧吉田町）、日置市（旧吹上町）、枕崎市
Ｈ１６：鹿児島市
Ｈ１７：指宿市
Ｈ２２：出水市、南さつま市
Ｈ２５：霧島市、阿久根市
Ｈ２６：鹿屋市、姶良市
Ｈ２９：長島町